

四街道市と愛国学園大学との連携協力に関する包括協定書

四街道市（以下「市」という。）と愛国学園大学（以下「大学」という。）は、相互の包括的な連携に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、市と大学の両者（以下「両者」という。）が、包括的な連携のもとに、広範な分野で相互に資源等を活用し、地域づくりや人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両者は前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。

- (1) 市の施策の推進や地域の課題解決のための大学がもつ人的資源、知的資源等の活用に関すること。
- (2) 大学の専門性を活かした学生の地域づくり活動やボランティア活動に関すること。
- (3) 両者が調査、研究等のために必要となる情報の提供に関すること。
- (4) 両者の人材の育成に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（連携の促進）

第3条 両者は、前条に掲げる事項の連携にあたっては、情報共有の促進や意思決定の迅速化など、連携の効果的かつ効率的な推進に必要な措置を講ずるものとする。

（守秘義務）

第4条 両者は、本協定に基づく連携にあたり、知り得た事項については、本協定の有効期間中及び有効期間満了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。

（有効期間）

第5条 本協定は、締結の日から発効し、有効期間は2年間とする。ただし、協定の有効期間満了の日の2か月前までに両者のいずれからも申し出がないときは、さらに2年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた事項については、両者協議のうえ、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年11月1日

四街道市鹿渡無番地

四街道市

市長

佐渡 齊



四街道市四街道1532番地

愛国学園大学

学長

赤塚 尹巳

